

成年後見人の身上配慮義務について

Evaluation of an adult ward's mental and physical condition by the guardian

菅田理一*

SUGETA Riichi

要旨

成年後見制度は10年程前に整備され、成年後見人による被後見人の身上配慮が重視されるようになり、被後見人の財産もその人のために有効に活かされるべきであるとの考え方が浸透してきている。本報告は、成年後見人の属性が身上配慮に影響する可能性があること、「後見の社会化」を進展させる必要があること、また、成年後見人の主要な役割は、身上監護と財産管理に整理されるが、制度のねらいは、判断能力の不十分な被後見人に対し、福祉サービスの利用契約などを通じて生活を再構成するにあたり、その人の意思の尊重、権利の擁護、最善の利益の確保が実行されることを保証することであると指摘している。

キーワード：成年後見制度、福祉サービス利用契約、クライアントの権利擁護、身上配慮

成年後見制度は、福祉ニーズを抱えた判断能力の不十分な人が利用できるサービスの一つとして、その重要性を増している。特に2000年前後の社会福祉基礎構造改革によって福祉サービス利用の方式が変更されたこと、障がい者・高齢者に対する虐待や消費者被害が顕在化したことなどから制度への期待が現在では高い水準にある⁽¹⁾。ここでは判断能力の不十分な人が成年後見制度を利用する意義を成年後見人に課せられた義務との関係からまとめておきたい。

1. 身上配慮義務とは

成年後見人には、成年被後見人の意思尊重義務と身上配慮義務がある⁽²⁾。身上配慮義務は成年被後見人の心身の状態、生活の状況に配慮するべきであることを指している⁽³⁾。また、成年被後見人の最善の利益（ベスト・インタレスト）を追求することが成年後見人に課されているという指摘もある⁽⁴⁾。これらの義務の実行を確認する立場となるのが家庭裁判所であり、成年後見人が成年被後見人の意思を尊重し、身の回りに配慮して財産の管理が行われているのかを監督している。但し、民法の条項の他に身上配慮義務が具体化されている訳ではない。また、主に親族成年後見人であるが、財産を不正に取得し、身上配慮義務が守られないという事件が散発していることから、裁判所の監督が

* 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design
連絡先：〒351-8510 埼玉県朝霞市岡48-1

十分とは言えない。

2000年の成年後見制度の創設は、判断能力の不十分な人自身が福祉サービスの契約の締結を可能とし、介護保険等を用いて日常生活を送れるようにすることを意図している⁽⁵⁾。これに加えて、身上配慮義務が成年被後見人の個別の事情に応じた対応を求めていると考えられる。成年後見人は、成年被後見人の財産の管理を行うこと、それに際してはその人の生活状態を把握し、より福祉的な生活の実現に向けたマネジメントを相談機関等に相談を持ちかけながら実施する。そして、後見を進める際に（福祉サービスの利用者としての）成年被後見人の保護につながるものとして、福祉サービス情報の公開及び提供、福祉サービスの評価、サービスへの利用者自身の参加などがある。これらを活用し、利用者の個別の事情に配慮しながら後見を行うことが、身上配慮義務の意味であると言えよう⁽⁶⁾。

成年後見制度に関する研究では、身上配慮義務を重視する立場から制度の検証が行われている⁽⁷⁾。また、日本成年後見法学会は以下のような制度改善についての提言を行っている。

後見人等の職務遂行の指針を明示すべきである。本人の意思の尊重と身上に配慮する義務の基本的理念として、本人の「最善の利益（ベスト・インタレスト）」を掲げるとともに、これを実現するために以下の項目を指針として示す。

- ①本人の状況に応じて身上を把握（見守り）し、必要に応じて本人を取り巻く支援関係者との連携に努めること。
- ②本人が自由に意思を表明できる環境を整備するよう務めること。
- ③重要な法律行為を行うにあたっては、本人を取り巻く支援関係者からも意見を聞くなどして、総合的に判断すること。
- ④本人の財産の活用は抑制的にならず、本人の生活の向上を目指して、本人の意思を尊重するとともにその身上に応じて行うこと。

（日本成年後見法学会 制度改善への提言、2009年）

以上のように成年後見人の身上配慮義務は、福祉サービスにおける利用者の権利擁護を行うソーシャルワーカーの職務と重複する部分があり、判断能力の不十分な人の心身及び社会的な個別の状況に応じる後見や支援を指向するものである。この提言の④に指摘されているように財産の活用が抑制的であれば良いのではなく、成年被後見人の生活の質の向上にどのように役立てられるかを検討するような配慮が必要なのである。

2. 身上配慮義務の確立のために

自然災害で家族構成が急変した際に、被災した判断能力の不十分な人に対して直ちに義援金の受け取りや施設入所契約を身上配慮義務を負った成年後見人が行えるという有用性がある一方、そのようなニーズの発見が遅れやすいことや後見人を確保できないために制度を利用できないことが指摘されている⁽⁸⁾。

最高裁判所の2010年の調査によると、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）と本人の関係

は、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約58.6%（前年は約63.5%）を占めている⁽⁹⁾。成年後見人は専門職が務めるとは限らないが、全ての人に対して身上配慮義務が徹底されるような仕組みを確立していく必要があるだろう。また、制度の利用の支援と成年後見人への支援が重要である。家族や親族が多く成年後見人になっている現状から、これらの成年後見人への後見の技術的な支援も行う必要がある。

3. 今後の課題

成年後見制度は、制度開始から10年経過し、制度自体には見直すべき事項がある⁽¹⁰⁾。一方、制度に期待されているのは成年被後見人の権利擁護だということが明確となってきた。判断能力の不十分な人への権利擁護に関わる支援で重要なことは、問題点の早期の発見がその後のその人の生活の質の保障に決定的に影響を与えてしまうこと（特に金銭搾取されている人の場合は回復が困難なのが実態である）、支援が開始されることにより医療や介護の適切な受給につながる契機となることにある⁽¹¹⁾。また、ソーシャルワーカーと成年後見人の協力のあり方も検討される必要がある。判断能力の不十分な人の医療、介護といった支援の全体像を明らかにすることも必要である。「成年後見制度は自由の剥奪となり得ることもあり、人権に関わるものであること、また、世界中どこでも後見人の職務と義務は一般的に公的介入であることを認識したうえで、各国は専門性の基準を明らかにし、適切な監督手段を提供し、財源に裏付けされた納得できる枠組みを保障すべきである」⁽¹²⁾と指摘されているように、成年後見制度の活用を通じて障がい者・高齢者の権利擁護を図ることが国際的な潮流となっている。身上配慮義務を負う成年後見人の業務の社会化が待たれている。

【注】

- 注1 福祉サービスの利用は、措置方式から契約方式へ変更された。判断能力の不十分な人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の契約を支援するために成年後見制度と福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が設けられた。
- 注2 民法858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）：成年後見人は、成年被後見人の生活、療養監護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。ここでは、意思尊重義務、身上配慮義務と言う。
- 注3 上山泰『成年後見と身上配慮』筒井書房、2000年を参照のこと。
- 注4 菅富美江『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理－ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房、2010年を参照のこと。
- 注5 2000年、成年後見制度と介護保険制度の二つの制度は同時に整備された。
- 注6 ただし、契約は重視される社会となっているとはいえ、判断能力の不十分な人の福祉サービスの契約は、実際には親族が契約を行うことが多い。この点の解消も2000年以降に期待されているが成年後見制度の利用率からすると十分には進展していないと言える。
- 注7 新井誠（1994）『高齢社会の成年後見法』、小賀野晶一（2000）『成年身上監護制度論』、上山泰（2008）『専門職後見人と身上監護』、高山直樹編（2000）『障害のある人々の生活と福祉』、大國美智子他編（2004）『高齢者の権利擁護』、岩間伸之（2011）「成年後見制度と社会福祉」など。
- 注8 「成年後見 いまだ足踏み」（日本経済新聞）2011年11月2日 夕刊。

- 注9 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約41.4%（前年は約36.5%）であった。その内訳は、弁護士が2918件（前年は2358件）で、対前年比で約23.7%の増加、司法書士が4460件（前年は3517件）で、対前年比で約26.8%の増加、社会福祉士が2553件（前年は2078件）で、対前年比で約22.9%の増加となっている。また、法人が成年後見人等に選任されたものは961件（前年は682件）で、対前年比で約40.9%の増加となっている（最高裁判所公表資料 ホームページ 2011年10月31日現在）。
- 注10 課題として、①医療行為の同意は認められていないこと（しかし、医療機関から医療行為の同意を求められたり、インフルエンザの予防注射等の同意を求められることが多い）、②成年後見人の職務は成年被後見人の死後には及ばないこと（死後には様々な手続きが必要となる）、③成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないとの公職選挙法による規程があることなどがあげられる。特に、成年被後見人の終末期にあたって、①医療の受け方に関する判断、②死亡した場合の対処、については課題と言える。②は身寄りのない成年被後見人の場合に成年後見人がやむを得ず担うものである。
- 注11 拙稿「クライアントの権利擁護におけるソーシャルワーカーの役割」『淑徳社会福祉研究』第9号、2001、などを参照。
- 注12 「成年後見制度に関する横浜宣言」2010.10.4 成年後見法世界会議。

【参考文献・資料】

- ・ 新井誠『高齢社会の成年後見法』有斐閣、1994年。
- ・ 日本弁護士連合会司法制度調査会「成年後見法大綱（中間意見）」1996年。
- ・ 法務省成年後見問題研究会「成年後見問題研究会報告書」1997年。
- ・ 「成年後見制度10年と老年精神医学」『老年精神医学雑誌』第22巻4号、2011年。
- ・ 上山泰『専門職後見人と身上監護』第2版、民事法研究会、2010年。
- ・ 菅富美江『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理－ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房、2010年。
- ・ 「特集 成年後見制度施行10周年を迎えて－現状と課題（1）」『大原社会問題研究所雑誌』622号、2010年。
- ・ 「特集 成年後見制度施行10周年を迎えて－現状と課題（2）」『大原社会問題研究所雑誌』625号、2010年。
- ・ 岩間伸之「成年後見制度と社会福祉－その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627号、19～29頁、2011年。
- ・ 鵜浦直子「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究－成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から－」『社会福祉学』第51巻第4号、2011年、31～42頁。
- ・ 「日常生活自立支援事業の課題－成年後見制度との関係を中心に－」『社会福祉学』52巻1号、29～40頁、2011年。
- ・ 安藤隆年「成年後見制度における社会福祉士の専門性に関する研究」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』12号、67～75頁、2011年。
- ・ 「成年後見制度に関する横浜宣言」、2010年成年後見法世界会議、2010年。

Evaluation of an adult ward's mental and physical condition by the guardian

SUGETA Riichi

Abstract

This report aims to define the important aspects of a guardian's role. The adult guardianship system was established ten years ago, and according to this system, the guardian's evaluation of the mental and physical condition of an adult ward should be taken into consideration. In addition, the ward's property should be used for the benefit of the ward. The report emphasizes the importance of a guardian's qualification, which should be sufficient so that the guardian involves competent workers to ensure the "socialization of guardianship for adults." This is necessary for the proper conduction of the main responsibilities of the guardian: the affairs related to the life, medical treatment and nursing, and administration of property of an adult ward. This system will also aim at fulfilling the interests of the ward.

Key words: Adult guardianship system, social service contract, protection of client's rights, adult ward's overall condition